

海老名市教育委員会

(令和2年 2月 定例会議事日程)

日時 令和2年2月7日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 2 号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 2 議案第 5 号 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について

日程第 3 議案第 6 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について

日程第 4 議案第 7 号 海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

日程第 5 議案第 8 号 令和2年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について（非公開事件）

報告第2号

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月7日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

前任者の所属団体の任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(教育支援センター運営協議会委員)の委嘱について

1 教育支援センター運営協議会委員について

教育支援センターの業務を適正かつ円滑に進めるための連絡協議機関の委員

2 委嘱期間について

令和元年12月1日から令和3年3月31日まで

3 提案理由

前任者の所属する民生委員児童委員の任期満了に伴い、委員の変更があったため。

4 委嘱者

氏 名	委嘱等内容	備 考
サカエ ヨシロウ 榮 芳朗	新規	任期は前任者の残任期間とする。 (前任者 川畑 重昭)

5 名簿

別紙のとおり

海老名市教育支援センター運営協議会委員名簿

委嘱期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日まで
(敬称略)

運営協議会委員

NO	氏 名	ふりがな	所 属
1	渡邊 博美	わたなべ ひろみ	海老名警察署生活安全課長
2	玉井 正史	たまい まさし	有馬高等学校長
3	大島 直子	おおしま なおこ	海老名中学校長
4	成岡 誠司	なるおか せいじ	門沢橋小学校長
5	熊切 豊	くまきり ゆたか	保護司会代表
6	榮 芳朗 令和元年12月1日より	さかえ よしろう	民生委員児童委員代表
7	牧野 光子	まきの みつこ	厚木児童相談所養護課長
8	金指 芳子	かなさし よしこ	子育て相談課長
9	中江 陽一郎	なかえ よういちろう	海老名市医師会
10	山田 佳子	やまだ よしこ	わかば学園長
11	芳川 玲子	よしかわ れいこ	東海大学教授
12	伊藤 文康	いとう ふみやす	教育長
13	伊藤 修	いとう おさむ	教育部部長
14	萩原 明美	はぎわら あけみ	教育部次長

事務局

NO	氏 名	ふりがな	所 属
1	浅井 大輔	あさい だいすけ	教育支援担当課長兼教育支援センター所長
2	住田 晶子	すみだ あきこ	主幹兼指導主事
3	大矢 貴史	おおや たかし	副主幹兼指導主事
4	島津 京子	しまづ きょうこ	主任主事(小学校SC統括担当相談員)
5	遊作 麻唯子	ゆうさく まいこ	教育支援教室専任教員
6	藤吉 ひとみ	ふじよし ひとみ	教育専門指導員
7	水野 鏡子	みずの きょうこ	教育支援教室主任指導員

議案第 5 号

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 2 月 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正したいため

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則

2 改正理由及び内容

令和元年 12 月 19 日開催の教育委員会 12 月定例会において、「海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部改正」について審議・決定いただき、12 月 25 日付で公布した。

しかし、以下のとおり 2 点の誤りがあったことから、改めて上記規則を改正したい。

(1) 改正文の条項の誤り

規則第 6 条の規定を改正することについて審議、決定をいただいたが、改正文が第 3 条になっており、誤った改正文で告示を行った。

(2) 改正内容の誤り

改正内容である「臨時的任用職員」の定義は、地方公務員法に限らず、他の法律にも規定があることから、地方公務員法に限定しないようにしなければならない、該当箇所を削る必要がある旨が、12 月定例会後に市長部局から示された。

3 改正方法

新たに「海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」を公布・施行し、その附則において、誤った告示を廃止する。
詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和４６年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

第６条中「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条第５項に規定する職員をいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の廃止）

２ 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和元年教委規則第９号）は、廃止する。

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する

規則

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則（昭和46年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第5項に規定する職員」を「第22条の3に規定する臨時的に任用される職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新（改正）	旧（現行）
海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則	海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
（臨時の職に充てる職員）	（臨時の職に充てる職員）
第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員_____又は非常勤職員をもって充てる。	第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項に規定する職員をいう。</u> ）又は非常勤職員をもって充てる。
附則（略）	附則（略）

海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）に定める教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定める。

(事務局における職)

第2条 事務局の部に部長及び次長を、課に課長を、課に設けられた係及び室に係長及び室長を置く。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、部の外に理事を、部に担当部長、専任参事及び参事を、課にその補佐を、部、課に担当課長、主幹、指導主事、副主幹、主査及び社会教育主事を置くことができる。

3 部長は、教育長を補佐するほか、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、部長を補佐し、上司の命を受け、部内の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 係長及び室長は、上司の命を受け、係及び室の事務を掌理する。

7 理事は、教育長の命を受け、特命事務を掌理し、教育長の政策決定及び職務遂行を補佐し、所属職員を指揮監督する。

8 担当部長及び専任参事は、部長の命を受け、重要かつ困難な特命事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 参事は、部長の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。

10 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

11 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

12 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。

13 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育

に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。

14 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。

15 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

16 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。

(教育機関における職)

第3条 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）第6条から第9条までに規定する教育機関に、その機関の名を冠した長（機関の名が館であるときは館長、センターであるときは所長。以下「機関の長」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、特定の教育機関に参事、担当課長、館長代理、副所長、主幹、指導主事、副主幹、係長、主査及び社会教育主事を置くことができる。

3 機関の長は、上司の命を受け、教育機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事は、上司の命を受け、特に重要かつ困難な特定事務を掌理する。

5 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 館長代理及び副所長は、上司の命を受け、機関の長を補佐し、教育機関の事務を整理し、所属職員を指揮監督する。

7 主幹は、上司の命を受け、重要かつ困難な特定事務を掌理する。

8 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導についての事務をつかさどる。

9 副主幹は、上司の命を受け、重要な特定事務を掌理する。

10 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

11 主査は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

12 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言及び指導についての事務をつかさどる。

(その他の職員)

第4条 前2条に規定する職のほか、次に掲げる職を置くことができる。

- (1) 主任主事、主任保健師、主任保育士及び管理栄養士
- (2) 主事、保健師、保健指導員、保育士、栄養士、司書及び学芸員
- (3) 主事補及び社会教育主事補
- (4) 自動車運転士
- (5) 調理員、用務員及び業務員

2 前項第1号の職にある者は、上司の命を受け、困難な事務をつかさどる。

3 第1項第2号の職にある者は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

4 第1項第3号の職にある者は、上司の命を受け、事務に従事する。

5 第1項第4号の職にある者は、上司の命を受け、技術的業務に従事する。

6 第1項第5号の職にある者は、上司の命を受け、業務に従事する。

7 他の法律によって、設置することのできる職については、この規則の中にあつて併用することができる。

(臨時の職)

第5条 前3条に規定する職員のほか、前条第1項第2号から第5号までに掲げる職の名に臨時を冠した職を置くことができる。

2 前項の職にある者は、上司の命を受け、事務の補助又は単純な労務に従事する。

(臨時の職に充てる職員)

第6条 前条第1項に規定する職には、臨時的任用職員又は非常勤職員をもって充てる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 2 月 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を改正するため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の 一部改正について

1 改正の理由

学習指導要領の改訂等に対応して、教科名の変更や報告項目の整理を行うことによる様式の変更及び軽微な文言の整理のため。

2 改正内容

第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式及び第18号様式の全部改正並びに第9条の文言修正を行う。

詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程	海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程
第1条～第8条 略	第1条～第8条 略
（ <u>職員</u> の報告）	（ <u>主任等</u> の報告）
第9条 規則第13条第2項に規定する <u>職員の</u> 報告は、 <u>校務分担の担当教員等報告書</u> （第16号様式）、学級・教科担任報告書（第17号様式、第18号様式）により行うものとする。	第9条 規則第13条第2項に規定する <u>主任等の</u> 報告は、 <u>校務分担の主任等報告書</u> （第16号様式）、学級・教科担任報告書（第17号様式、第18号様式）により行うものとする。
第10条～第14条 略	第10条～第14条 略
附則 略	附則 略
第1号様式～第3号様式 略	第1号様式～第3号様式 略

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立 _____

校長 _____ 印

教育課程編成報告書(小学校)

今年度の教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分		学年	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
		年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	
各教科	国語													
	社会													
	算数													
	理科													
	生活													
	音楽													
	図画工作													
	家庭													
	体育													
	外国語													
小計														
特別の教科である道徳														
外国語活動(英語)														
総合的な学習の時間														
特別活動														
総授業時数														
学校行事・児童会														
クラブ活動														
委員会活動														
予備時数(含裁量)														
総計(全領域時数)														

(備考)

1 「週」には、平均週時数を記入する。

2 特別活動の授業時数は、学級活動にあてる授業時数を記入する。

第4号様式(第4条関係)

教育課程編成報告書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立 小学校

校長 _____ 印

年度教育課程について下記のとおり報告いたします。

学年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
区分							
各教科	国語	()	()	()	()	()	()
	社会			()	()	()	()
	算数	()	()	()	()	()	()
	理科			()	()	()	()
	生活	()	()				
	音楽	()	()	()	()	()	()
	図画工作	()	()	()	()	()	()
	家庭					()	()
	体育	()	()	()	()	()	()
	小計	()	()	()	()	()	()
	道徳	()	()	()	()	()	()
	外国語活動(英語)					()	()
総合的な学習				()	()	()	()
特別活動		()	()	()	()	()	()
総事業時数		()	()	()	()	()	()
学校行事・児童会							
クラブ活動							
予備時数(含裁量)							
総計(全領域時数)							

(備考)

- 1 総授業時数は、年間総時数を記入し、() には平均週時数を記入する。
- 2 総合的な学習は、総合的な学習の時間にあてる授業時数を記入する。
- 3 特別活動の授業時数は、学級活動にあてる授業数を記入する。
- 4 児童会活動、学級裁量の時間は、総授業時数に含まない。
- 5 クラブ活動の標準授業時数は定められていないが、学校の実態に即し記入するものとする。

学校学年全体のな教育活動

学校学年全体のな教育活動

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

教育課程編成報告書(中学校)

今年度の教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分	学年	第1学年		第2学年		第3学年	
		年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週
各教科	国語						
	社会						
	数学						
	理科						
	音楽						
	美術						
	保健体育						
	技術・家庭						
	外国語(英語)						
	その他						
特別の教科である道徳							
総合的な学習の時間							
特別活動							
総授業時数							
特別活動	学校行事						
	生徒会活動						
予備時数(含裁量)							
総計(全領域時数)							

(備考)

1 「週」には、時間割上の時数を記入する。

2 特別活動の授業時数は、学級活動にあてる授業時数を記入する。

第5号様式(第4条関係)

教育課程編成報告書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

中学校

校長

印

年度教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分	学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年
		必修教科・外国語は共通履修			選 択 教 科		
各教科	国 語	()	()	()			()
	社 会	()	()	()			()
	数 学	()	()	()			()
	理 科	()	()	()			()
	音 楽	()	()	()		()	()
	美 術	()	()	()		()	()
	保健体育	()	()	()		()	()
	技術・家庭	()	()	()		()	()
	外国語()	()	()	()	()	()	()
	そ の 他						
選択教科(右計)		()	()	()			
道 徳		()	()	()			
総合的な学習		()	()	()			
特 別 活 動		()	()	()			
総 授 業 時 数		()	()	()			
特別活動	学校行事						
	生徒会活動						
予備時数(裁量含)							
総計(全領域時数)							

(備考)

1 総授業時数は、年間総時数を記入する。

2 総合的な学習は、総合的な学習の時間にあてる授業時数を記入する。

3 特別活動の授業時数は、学級活動にあてる授業時数を記入する。

裁量の時間の内容及び単位時間等教育課程編成上の特記事項

学校学年全体的な教育活動

裁量の時間の内容及び単位時間等教育課程編成上の特記事項

学 校 学 年 全 体 的 な 教 育 活 動

第6号様式(第4条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

教育課程編成報告書(小学校)

今年度の特別支援学級 教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分		学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年
		氏 名					
各教科	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図画工作						
	家 庭						
	体 育						
	外国語						
	小 計						
特別の教科である道徳							
外国語活動(英語)							
総合的な学習の時間							
領域	特別活動						
	自立活動						
総授業時数							
導合教科 を 指 を							
総計(全教育活動時数)							

(備考)

1 授業時数は年間総時数を記入する。

2 特別活動の授業時数は、具体的な学級活動名を記入し授業時数を記入する。

3 教科領域を合わせた指導については具体的な名称を記入し授業時数を記入する。

4 氏名についてはABCで記入する。

5 週時間割表(交流する時間帯を太枠で囲む)を添付する。

第6号様式(第4条関係)

教育課程編成報告書

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校長

小学校
印

年度特別支援学級(知的・情緒・肢体)教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分		学年	学年	学年	学年	学年	学年
		氏 名					
各教科	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図画工作						
	家 庭						
	体 育						
	小 計						
道 徳							
外国語活動(英語)							
総合的な学習							
領域	特別活動						
	自立活動						
総授業時数							
教科 領域 を 合 わ せ た 指 導							
総計(全教育活動時数)							

(備考)

1 総授業時数は、年間総時数を記入する。

2 総合的な学習は、総合的な学習の時間における授業時数を記入する。

3 特別活動の授業時数は、具体的な学級活動名を記入し授業時数を記入する。

4 教科領域を合わせた指導については具体的な名称を記入し時間数を記入する。

5 氏名についてはABCで記入する。

6 週時間割(交流している時間帯を太枠で囲んでください)表については、添付をする。

第8号様式～第13号様式 略

第14号様式(第7条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校長 印

準教科書使用承認申請書

次のとおり準教科書を使用したいので申請します。

教科名	
使用の目的	
教材の名称	
教材の内容	
編著者名	
発行所名	
定 価	円
使用単位 (学級、学年等)	
使用部数	部
使用期間	
備 考	
教育委員会意見	

第14号様式(第7条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校長 印
学校

準教科書使用承認申請書

次のとおり準教科書を使用したいので申請します。

教科、科目名	
使用の目的	
教材の名称	
教材の内容	
編 著 者 名	
発 行 所 名	
定 価	
使用単位 (学級、学年等)	
使用部数	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	※ 現物添付
教育委員会意見	

第15号様式(第8条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校長 印

教材使用届

次のとおり教材を使用したいので届けます。

教科名	
使用の目的	
教材の名称	
教材の内容	
編著者名	
発行所名	
定 価	円
使用単位 (学級、学年等)	
使用部数	部
使用期間	
備考	

第15号様式(第8条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立 学校
校長 印

教材使用届

次のとおり教材を使用したいので届けます。

教科、科目名	
使用の目的	
教材の名称	
教材の内容	
編著者名	
発行所名	
定 価	
使用単位 (学級、学年等)	
使用部数	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校長 印

校務分担の担当教員等報告書

このことについて、次のとおり 報告します。

1 総括教諭

氏 名	所 掌 校 務 等

2 校務分担担当教員

教務担当	特別支援教育担当
保健担当	人権教育担当
児童・生徒指導担当	初任者研修担当
校内研究担当	教科用図書給与事務担当
学校図書館教育担当	進路指導担当(中のみ)
ICT教育担当	外国語活動・外国語教育担当
情報教育(セキュリティ)担当	小中一貫教育担当
体育担当	教育相談コーディネーター
安全担当	校務支援システム担当
食育担当	国際教育担当

3 学年担当

第1学年担当	第4学年担当(小のみ)
第2学年担当	第5学年担当(小のみ)
第3学年担当	第6学年担当(小のみ)

4 教科担当等

国語	技術(中のみ)
社会	家庭
算数・数学	特別の教科道徳
理科	外国語活動・外国語(小のみ)
生活(小のみ)	外国語(中のみ)
音楽	総合的な学習の時間
図工・美術	特別活動
保健・体育	

平成 年 月 日

海老名市教育委員会教育長 殿

海老名市立
校長 印

校務分担の担当教員等報告書

このことについて、次のとおり決定したので報告します。

1 総括教諭

氏 名	所 掌 校 務 等

2 校務分担担当教員

教 務 担 当	体 育 担 当
保 健 担 当	安 全 担 当
児童・生徒指導担当	食 育 担 当
校 内 研 究 担 当	特 別 支 援 教 育 担 当
進 路 指 導 担 当	人 権 教 育 担 当
図 書 館 担 当	初 任 者 研 修 担 当
視 聴 覚 担 当	教科用図書給与事務担当
情 報 教 育 担 当	教育相談コーディネーター

3 学年担当

第 1 学 年 担 当	第 4 学 年 担 当
第 2 学 年 担 当	第 5 学 年 担 当
第 3 学 年 担 当	第 6 学 年 担 当

4 教科担当等

国 語	保 健 ・ 体 育
社 会	技 術
算 数 ・ 数 学	家 庭
理 科	外 国 語 (英 語)
生 活	道 徳
音 楽	外国語活動(英語)
図 工 ・ 美 術	総合的な学習の時間
	特 別 活 動

第17号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
校長 印

学級・教科担任報告書(小学校)

このことについて、次のとおり報告します。

学年 学級	1学年	2学年	3学年
	学級担任	学級担任	学級担任
1			
2			
3			
4			
5			
学年付			

学年 学級	4学年	5学年	6学年
	学級担任	学級担任	学級担任
1			
2			
3			
4			
5			
学年付			

	学級名 (区分)	学級担任(複数可)
特別支援学級		

	学級名	学級担任(複数可)
国際教室		
通級教室		

第17号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立
小学校
校長 印

学級・教科担任報告書
(小学校)

このことについて、次のとおり報告します。

学年 学級	1 学 年	2 学 年	3 学 年
	学 級 担 任	学 級 担 任	学 級 担 任
学年付			
学年 学級	4 学 年	5 学 年	6 学 年
	学 級 担 任	学 級 担 任	学 級 担 任
学年付			

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

学級・教科担任報告書（中学校）

このことについて、次のとおり報告します。

[illegible]

	学級名 (区分)	学級担任(複数可)
特別支援学級		

	<u>学級名</u>	<u>学級担任(複数可)</u>
国際教室		
通級教室		

以下 略

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

第18号様式 (第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

中学校

校長

印

学級・教科担任報告書
(中学校)

このことについて、次のとおり報告します。

[illegible]

以下 略

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号。以下「規則」という。）第33条の規定に基づき、規則の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(休業日授業の届出)

第2条 校長は、規則第3条第2項の規定により休業日の期間の一部を授業日に変更しようとするときは、休業日授業実施届（第1号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

(振替授業の届出)

第2条の2 規則第4条第2項に規定する振替授業の届出は、振替授業届（第1号様式の2）により行うものとする。

(臨時休業の報告)

第3条 規則第5条第2項に規定する臨時休業の報告は、臨時休業報告書（第2号様式）により行うものとする。ただし、集団風邪・インフルエンザ発生による臨時休業の報告は、臨時休業報告書（第3号様式）により行うものとする。

(教育課程編成の報告)

第4条 規則第6条第2項に規定する教育課程編成の報告は、教育課程編成報告書（第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式）により行うものとする。

(校外行事の届出・報告)

第5条 規則第7条第2項に規定する校外行事の届出は、校外行事実施届（第8号様式）により行うものとし、校外行事の実施後の報告は、校外行事実施報告書（第9号様式）により行うものとする。

(感染症の出席停止の報告)

第6条 規則第8条第1項に規定する出席停止を行ったときは、出席停止報告書（第10号様式）により行うものとする。

(性行不良の出席停止の手続き)

第6条の2 規則第8条の2第1項に規定する出席停止を命じる必要があるときは、出席停止措置申請書（第11号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の出席停止措置申請書の提出があったときは、保護者の意見を聴取し、出席停止の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により、出席停止を決定したときは、出席停止通知書（第12号様式）により保護者に通知するものとする。

4 規則第8条の2第1項に規定する出席停止が行われた場合は、出席停止措置状況報告書（第13号様式）により教育委員会に速やかに報告するものとする。

（準教科書の使用手続き）

第7条 規則第10条第1項に規定する準教科書の承認を受けようとするときは、準教科書使用承認申請書（第14号様式）により行うものとする。

2 規則第10条第2項に規定する通知は、準教科書使用承認申請書（第14号様式）により行うものとする。

（教材使用の届出）

第8条 規則第11条に規定する教材使用の届出は、教材使用届（第15号様式）により行うものとする。

（職員の報告）

第9条 規則第13条第2項に規定する職員の報告は、校務分担の担当教員等報告書（第16号様式）、学級・教科担任報告書（第17号様式、第18号様式）により行うものとする。

（休暇の承認願い）

第10条 規則第26条第1号に規定する休暇の承認は、休暇承認申請書（第19号様式）により行うものとする。

（出張手続）

第11条 規則第27条第1項に規定する出張の指示は、出張承認申請書（第20号様式）により行うものとする。

2 規則第27条第2項に規定する出張の承認は、学校長出張承認申請書（第21号様式）により行うものとする。また、出張後の復命は、公務旅行(宿泊)復命書（第22号様式）により行うものとする。

（施設等の滅失、棄損の報告）

第12条 規則第29条に規定する学校の施設及び設備等の滅失又は棄損の報告は、学校施設等の滅失・棄損報告書（第23号様式）により行うものとする。

（防災計画の報告）

第13条 規則第30条に規定する学校の防災計画の報告は、防災計画報告書（第24号様式）により行うものとする。

（事故の報告）

第14条 規則第32条に規定する事故の報告は、事故報告書（第25号様式）により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 27 日教委訓令第 2 号）

この訓令は、平成 14 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日教委訓令第 3 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日教委訓令第 3 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日教委訓令第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程の一部を
改正する規程

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行規程（平成 1 3 年教委訓
令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出し中「主任等」を「職員」に改め、同条中「主任等の」を「職員の」
に、「校務分担の主任等報告書」を「校務分担の担当教員等報告書」に改める。

第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

教育課程編成報告書（小学校）

今年度の教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分		学年		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
		年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週
各教科	国 語														
	社 会														
	算 数														
	理 科														
	生 活														
	音 楽														
	図画工作														
	家 庭														
	体 育														
	外国語														
	小 計														
特別の教科である道徳															
外国語活動(英語)															
総合的な学習の時間															
特別活動															
総授業時数															
学校行事・児童会															
クラブ活動															
委員会活動															
予備時数(含裁量)															
総計(全領域時数)															

(備考)

- 「週」には、平均週時数を記入する。
- 特別活動の授業時数は、学級活動にあてる授業時数を記入する。

学校学年全体的な教育活動	

第 5 号様式を次のように改める。

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長 印

教育課程編成報告書(中学校)

今年度の教育課程について下記のとおり報告いたします。

区分		学年	第1学年		第2学年		第3学年	
			年間総時数	週	年間総時数	週	年間総時数	週
各教科	国語							
	社会							
	数学							
	理科							
	音楽							
	美術							
	保健体育							
	技術・家庭							
	外国語(英語)							
	その他							
特別の教科である道徳								
総合的な学習の時間								
特別活動								
総授業時数								
特別活動	学校行事							
	生徒会活動							
予備時数(含裁量)								
総計(全領域時数)								

(備考)

- 1 「週」には、時間割上の時数を記入する。
- 2 特別活動の授業時数は、学級活動にあてる授業時数を記入する。

裁量の時間の内容及び単位時間等教育課程編成上の特記事項

学校学年全体的な教育活動

第 6 号様式を次のように改める。

第6号様式(第4条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

教育課程編成報告書（小学校）

今年度の特別支援学級 _____ 教育課程について下記のとおり報告いたします。

学年			第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年
区分								
氏 名								
各教科	国 語							
	社 会							
	算 数							
	理 科							
	生 活							
	音 楽							
	図画工作							
	家 庭							
	体 育							
	外国語							
小 計								
特別の教科である道徳								
外国語活動(英語)								
総合的な学習の時間								
領 域	特 別 活 動							
	自立活動							
総授業時数								
導合教 わせた 領域を 指を								
総計(全教育活動時数)								

(備考)

- 1 授業時数は年間総時数を記入する。
- 2 特別活動の授業時数は、具体的な学級活動名を記入し授業時数を記入する。
- 3 教科領域を合わせた指導については具体的な名称を記入し授業時数を記入する。
- 4 氏名についてはABCで記入する。
- 5 週時間割表(交流する時間帯を太枠で囲む)を添付する。

第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式(第4条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

教育課程編成報告書（中学校）

今年度の特別支援学級 _____ 教育課程について下記のとおり報告いたします。

学年			第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年	第 学年
区分								
氏 名								
各教科	国 語							
	社 会							
	数 学							
	理 科							
	音 楽							
	美 術							
	保健体育							
	技術・家庭							
	外国語(英語)							
小計								
特別の教科である道徳								
総合的な学習の時間								
領 域	特別活動							
	自立活動							
総授業時数								
導 合 教 わ 科 せ た 指 域 を								
総計(全領域時数)								

(備考)

- 1 授業時数は年間総時数を記入する。
- 2 特別活動の授業時数は、具体的な学級活動名を記入し授業時数を記入する。
- 3 教科領域を合わせた指導については具体的な名称を記入し授業時数を記入する。
- 4 氏名についてはABCで記入する。
- 5 週時間割表(交流する時間帯を太枠で囲む)を添付する。

第 1 4 号様式を次のように改める。

第14号様式(第7条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長 印

準教科書使用承認申請書

次のとおり準教科書を使用したいので申請します。

教科名	
使用の目的	
教材の名称	
教材の内容	
編著者名	
発行所名	
定 価	円
使用単位 (学級、学年等)	
使用部数	部
使用期間	
備 考	
教育委員会意見	

第 1 5 号様式を次のように改める。

第15号様式(第8条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長 印

教 材 使 用 届

次のとおり教材を使用したいので届けます。

教科名	
使用の目的	
教材の名称	
教材の内容	
編著者名	
発行所名	
定 価	円
使用単位 (学級、学年等)	
使用部数	部
使用期間	
備考	

第 1 6 号様式を次のように改める。

第16号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

校 務 分 担 の 担 当 教 員 等 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

1 総括教諭

氏 名	所 掌 校 務 等

2 校務分担任当教員

教務担当		特別支援教育担当	
保健担当		人権教育担当	
児童・生徒指導担当		初任者研修担当	
校内研究担当		教科用図書給与事務担当	
学校図書館教育担当		進路指導担当(中のみ)	
ICT教育担当		外国語活動・外国語教育担当	
情報教育(セキュリティ)担当		小中一貫教育担当	
体育担当		教育相談コーディネーター	
安全担当		校務支援システム担当	
食育担当		国際教育担当	

3 学年担当

第1学年担当		第4学年担当(小のみ)	
第2学年担当		第5学年担当(小のみ)	
第3学年担当		第6学年担当(小のみ)	

4 教科担当等

国語		技術(中のみ)	
社会		家庭	
算数・数学		特別の教科道徳	
理科		外国語活動・外国語(小のみ)	
生活(小のみ)		外国語(中のみ)	
音楽		総合的な学習の時間	
図工・美術		特別活動	
保健・体育			

第 1 7 号様式を次のように改める。

第17号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長

印

学 級 ・ 教 科 担 任 報 告 書 (小 学 校)

このことについて、次のとおり報告します。

学年 学級	1学年	2学年	3学年
	学級担任	学級担任	学級担任
1			
2			
3			
4			
5			
学年付			

学年 学級	4学年	5学年	6学年
	学級担任	学級担任	学級担任
1			
2			
3			
4			
5			
学年付			

	学級名 (区分)	学級担任(複数可)
特別支援学級		
	学級名	学級担任(複数可)
国際教室		
通級教室		

第 1 8 号様式を次のように改める。

第18号様式(第9条関係)

年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立

校長 印

学 級 ・ 教 科 担 任 報 告 書 (中 学 校)

このことについて、次のとおり報告します。

学年 学級	1学年		2学年		3学年	
	学級担任	教科	学級担任	教科	学級担任	教科
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
学年付						

	学級名 (区分)	学級担任(複数可)
特別支援学級		

	学級名	学級担任(複数可)
国際教室		
通級教室		

附 則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

議案第 7 号

海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市学校運営協議会規則の一部改正について、議決を求める。

令和 2 年 2 月 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

海老名市学校運営協議会規則の一部を改正したため

海老名市学校運営協議会規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市学校運営協議会規則

2 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正による条ずれ等の軽微な文言の整理のため。

3 改正内容

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、同法第47条の3に規定されている非常勤講師の報酬・身分規定が削除された。

（平成29年5月17日成立、同日公布、令和2年4月1日施行）

これに伴い、同法第47条の6「学校運営協議会」の規定が第47条の5に繰り上がることから、上記規則に引用されている「第47条の6」を「第47条の5」に繰り上げるため、改正を行うもの。

また、併せて法律の略称を規定する文言を削る。

詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和2年4月1日

5 今後のスケジュール

令和2年2月7日 定例教育委員会 決定

3月16日 政策会議 報告

3月24日 最高経営会議 報告

海老名市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

海老名市学校運営協議会規則（平成２８年教委規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削り、「第４７条の６第１項」を「第４７条の５第１項」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

新（改正案）	旧（現行）
海老名市学校運営協議会規則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号<u> </u>）第47条の5第1項の規定に基づき、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 以下（略）	海老名市学校運営協議会規則 （目的） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。 以下（略）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海老名市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援を協議する機関として、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校を支援するとともに、児童生徒の豊かな学びと健やかな育ちの創造に取り組むものとする。

(設置等)

第3条 教育委員会は、前条に規定する趣旨が達成できると認められる海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により協議会を設置しようとするときは、当該対象学校の校長、当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

(基本方針の作成等)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか学校運営に関し必要な事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 第4条の規定により作成した基本方針に関すること。
- (2) 学校及び児童生徒に係る地域の課題に関すること。
- (3) 学校及び児童生徒への支援に関すること。
- (4) 学校及び児童生徒の教育に関する教育委員会への意見に関すること。

(学校運営に関する意見の申し出)

第6条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる

ことができる。

- 2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第7条 協議会は、毎年度に1回以上、対象学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第8条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を、積極的に提供するように努めるものとする。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校が所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒、幼児の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の構成等)

第9条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
 - (3) 対象学校の学区内に居住する住民
 - (4) 対象学校の校長
 - (5) 対象学校の教職員
 - (6) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。
 - 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任を妨げない。
 - 4 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに補欠の委員を任命するものとする。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の身分)

第10条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職の職員とする。

(委員の報酬)

第11条 委員の報酬及び費用弁償については、海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の規定に基づき、市長と協議の上、別に定める。

(守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等その委員としての地位を不当に利用するなど、その職

を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるようなこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたすこと。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、会長及び副会長の選出について協議会が別に定める場合は、この限りでない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(研修等)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があったとき、又は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 第12条の規定に違反したと認められるとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。

(3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

令和 2 年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について（非公開事件）

別紙のとおり、令和 2 年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について、議決を求める。

令和 2 年 2 月 7 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 2 年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について、各小中学校の配分額を決定いただきたいため

